

# 令和5年度 長崎地方最低賃金審議会

## 第4回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年8月17日（木） 午後5時54分～午後8時45分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正について  
（2）その他

### 5 審議要旨

#### （1）長崎県最低賃金の改正について

##### ①全体協議

部会長より、前回まで労働者側はプラス43円の金額提示、使用者側委員からは、1月1日を発効日とするプラス34円との意思表示があったが、本日、全会一致となるような意見の提示が可能であるのか確認がなされた。しかし、特に意見が述べられなかったことから、個別協議を行うこととなった。

##### ②個別協議

###### 【労働者側委員の意見】

- ・前回43円の提示については、全会一致を目指すため及び使用者側より発効日を1月1日とする提案を受けての提示額である。
- ・前回の審議より約1週間が経過し、全国の状況もCランクの県では39円から46円という高水準の引き上げ額が示されている。
- ・また、九州でも目安額を大きく上回る43円から45円という数字が出ており、3ランク制になったこともあって他県より少しでも高くという意識が働いたのではないかと考えている。
- ・三要素である生計費については、「物価高」、賃金は「春闘結果」、支払能力は前回の審議での使用者側の主張から全て条件を満たしている。
- ・発効日が遅れている点や地域間格差の是正を考慮すると労側としては改めて「47円」を提示したい。

###### 【使用者側委員の意見】

- ・基本的な考え方は変わっておらず第4表③が基本である。しかしながら中央最低賃金審議会でも目安額が示されており、また、目安制度があることを踏まえて、譲歩して39円である。
- ・最低賃金を引き上げても人口流出の抑制や経済効果があるとは考えていない。そういった資料があるなら出してほしい。

##### ③公益見解による採決及び専門部会報告書の作成

個別協議終了後、公益見解を出して採決を実施することについて、労使双方の同意が得られたことから、公益委員が協議し、「長崎県最低賃金の金額については、45円引き上げて、1時間898円にする」という公益見解を提示して、採決を行った結果、公益2名、労働者側3名の合計5名が賛成、使用者側3名の合計3名が反対となり、公益見解のとおり決定されたので、公益見解に基づき専門部会報告書を作成された。

#### （2）その他

今後の審議日程について

- ・ 第3回本審（答申） 8月17日（木） 午後9時から
- ・ 第4回本審（特定最賃改正の必要性の有無について）8月28日（金）

- ・ 第5回本審（異議審・特定最賃改正の必要性の有無について（答申））9月4日（月）